座間市災害時協力井戸登録制度要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、地震等の災害により上水道施設が被災した場合において、当該施設が復旧するまでの間、飲用の目的以外に使用する水（以下「生活用水」という。）として供給可能な井戸を登録し、災害時における市民の生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

　（登録）

第２条 市長は、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）で、災害時に生活用水として井戸水を提供する意思のあるものから申し出があった場合、第３条に定める登録の要件を満たした井戸について、災害時協力井戸として登録するものとする。

　（登録の要件）

第３条　災害時協力井戸の登録要件は、原則として次のとおりとする。

(1)　市内に所在するものであること。

(2) 現在井戸として使用しており、当面の間、継続して使用が見込めること。

(3) 災害時に無償で井戸水の提供ができること。

(4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ（電動又は手動）又はつるべ等があること。

(5)　井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。

(6)　災害時に生活用水の供給が必要となった場合に、ホームページ等において、井戸の所在地を公表することについて同意が得られること。

　（登録の手続）

第４条　災害時協力井戸として登録をしようとする井戸の所有者等（以下「申出者」という。）は、座間市災害時協力井戸登録申出書（第１号様式）により市長に申し出るものとする。

２　市長は、前項の規定による申出があったときは、登録の可否について審査し、速やかに申出者に対し、座間市災害時協力井戸登録決定通知書（第２号様式）により結果を通知する。

３　市長は、前項の規定により登録を受けた申出者（以下「登録者」という。）に対し、座間市災害時協力井戸指定幟旗（第３号様式。以下「幟旗」という。）と、座間市災害時協力井戸指定標識（第４号様式。以下「標識」という。）を交付する。

　（水質検査）

第５条　市長は、前条の申出のあった当該井戸水につき、水質検査を実施することができる。

２　水質検査を実施する場合の検査項目は、別表に掲げる１１項目とする。

３　市長は、災害時協力井戸として登録が継続している場合、１年ごとに水質検査を実施することができる。

４　市長は、前項の検査結果を申出者に通知するものとする。

（幟旗と標識の掲示）

第６条　登録者は、災害時協力井戸が所在する旨の幟旗と標識を玄関等見やすい場所に掲出しなければならない。

（登録内容の変更手続き）

第７条 登録者は、次号に掲げる場合には、座間市災害時協力井戸登録内容変更届出書（第５号様式）により市長に提出するものとする。

(1) 当該土地の所有権移転等により、井戸の所有者が変更された場合

(2) 井戸の改良等により、登録内容に変更が生じた場合

　 （登録解除の手続）

第８条 登録者は、次号のいずれかに該当する場合は、座間市災害時協力井戸登録解除申出書（第６号様式）により市長に提出するものとする。

(1) 井戸の使用を停止又は、撤去した場合

(2) 井戸水の提供ができなくなった場合

(3) その他、転出等の事情により、協力井戸の登録を解除しなければならない場合

第９条 市長は、次に掲げる場合には、協力井戸としての登録を解除するものとする。

(1) 前条の規定による申出があった場合

(2) 第３条に掲げる要件を満たさなくなった場合

(3) その他、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めた場合

２　市長は、前項の規定により登録を解除した場合には、座間市災害時協力井戸登録解除通知書（第７号様式）により災害時協力井戸の登録者に通知する。

　（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。